

2013年9月6日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

カンボジア国 国道5号線（南区間）改修事業（協力準備調査（有償））  
ドラフトファイナルレポートに対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2013年8月2日（金）14:00～17:18
- ・場所：JICA 本部（会議室：1階 111会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、二宮委員、原嶋委員、米田委員
- ・議題：カンボジア国 国道5号線（南区間）改修事業（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートについての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) カンボジア国 国道5号線（南区間）改修事業協力準備調査 ドラフトファイナルレポート
  - 2) 環境影響評価報告書 (EIA)
  - 3) 補足資料（修正代替案）
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）

全体会合（第39回委員会）

- ・日時：2013年9月6日（金）14:30～18:12
- ・場所：JICA 本部 229 会議室

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 総合的な交通に関する上位計画との整合性を明記すること。

### **代替案の検討**

2. 代替案比較表（表 16.5.1 及び表 16.5.2）での代替案検討において、それぞれの代替案の目的及びマイナス面の影響にも触れて、推奨理由をより詳細に記述すること。
3. 代替案比較表(表 16.5.2)における Acceptance by the Affected People の評価について、道路拡幅工事及びバイパス建設がもたらす経済的な利益に加えて、住民の社会、生活、生計に与える影響についても考慮すること。
4. 道路拡幅工事及びバイパス建設に伴い発生する生物の活動への妨害(interruption)及びその分断(separation)による影響及び緩和策について、代替案比較表に明記すること。
5. 代替案比較表(表 16.5.1)での代替案 2 及び 3 の Impact to Living Environment/Pollution の評価について、交通量の増加によるプラス面の影響だけでなく、マイナス面の影響も踏まえた表現に修正すること。

### **スコーピングマトリックス**

6. 道路脇の樹木は美観を作り日陰になっているため、緩和策として植林及び植栽を明記すること。その際には、気候及び土壌に適した種を選定し、周囲の生態系に大きな悪影響を与えるような種は避けるように配慮するよう提案すること。
7. トンレサップ生物圏保存地域（TSBR）及び Flooded Forest への影響について、TSBR の管理者である国家メコン委員会のほか、野生生物管理当局、森林管理当局及び漁業管理当局の意見も出来る限り聴取し、これを反映させること。
8. 保護区( TSBR を含む )への影響及び緩和策について、Buffer Zone 及び Transition Zone の定義に言及しながら、小規模な生計を営む住民への影響、ならびに水質に与える影響、水棲及び陸棲の生物や季節的移動を行う生物（蝶を含む）など自然環境と生態系への影響について明記すること。

### **環境配慮**

9. 道路拡幅工事及びバイパス建設によって使用できなくなる井戸の数を調査し、井戸が廃止された場合の緩和策を明記すること。
10. カンボジアの保護区・保護林の制度について、管轄省庁、法令、規制などの情報を整理し、道路拡幅工事及びバイパス建設の対象地との関係を明記すること。
11. 道路拡幅工事及びバイパス建設の詳細設計段階で、国際機関及びカンボジア国内の主要な調査研究機関から動物相について情報を収集することを提案すること。
12. 保護区（TSBR を含む）に関する記述内容について、環境影響評価報告書(EIA)の記述内容との整合性を確認すること。
13. 車両からの二酸化炭素排出について、その影響及び緩和策を明記すること。

### **社会配慮**

14. EIA における「地域経済への影響及び緩和策」の項で、ステークホルダー協議の開催時期などについて、開催頻度や開催場所、対象者をできるだけ明確に表現するように相手国実施機関に対して申し入れること。

15. 関係省庁・関係機関が、保護区（TSBR を含む）における小規模な生計を営む住民への影響及び自然環境への影響について定期的なモニタリングを実施するように提案すること。

### **ステークホルダー協議・情報公開**

16. Right of Way (ROW) の土地が国有地(state land) としながら、ステークホルダーから「ROW の土地を購入した」との意見があった。ROW の土地に関する権利が取引されているという事実関係の有無について確認すること。

### **環境管理計画**

17. 環境管理計画については、国道 5 号線の南区間だけに限定せず、国道 5 号線及びバイパスの全線を対象とし、一体的に実施すること。
18. 環境管理計画について、公共事業省が責任主体となって、どのように PDCA を実行するのかを明確にし、問題の発見と緩和策の実施の流れを分かり易く整理するように相手国実施機関に対して提案すること。

以 上